

情 個 審 答 申 第 4 号
令和8年（2026年）5月22日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年（2026年）1月23日付け、廃計発第453号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の施設の騒音相談の対応記録簿の保有個人情報の訂正をしない旨の決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った保有個人情報の訂正をしない旨の決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和6年（2024年）6月3日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）に基づき、特定の施設の騒音相談の対応記録簿（以下「本件文書」という。）について保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った（訂正請求内容は別表のとおり）。
- 2 これに対して、実施機関は、令和6年（2024年）9月6日、本件訂正請求に係る保有個人情報について、保有個人情報の訂正をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和6年（2024年）12月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、その取消しを求める審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 実施機関は「訂正請求に係る当該資料は騒音相談の対応記録簿であり、当時対応した職員の認識が記載されたものであることから、訂正請求の対象となる『事実』に該当しないため」訂正はしないとしている。これまでの同等の訂正請求に対して示されていた訂正しない理由は「当該訂正請求箇所に係る保有個人情報については、訂正請求の対象となる『事実』に該当しないため」であり、文面の主語からして明らかに違うものである。また、これまで「別紙」として添付されていた「当該訂正請求箇所の精査結果」を示す書面が、今回の「訂正しない旨の決定通知」には添付されてはいなかった。
- (2) そもそも主語が違っているとの審査請求人の主張を理解した上での弁明でなければ弁明にはならない。
- (3) 個々の訂正箇所が事実であることを示す理由の詳細は、反論書別紙に記載のとおり。

2 実施機関の主張

- (1) 訂正請求の対象となる「事実」は客観的に判断できる事項をいい、評価や判断等には及ばない。当該文書には当時対応した職員が記載すべきと判断した内容や職員の

認識が記載されており、審査請求人に関する個人情報として客観的に判断できる事項ではなく、訂正請求の対象となる「事実」に該当しないため、訂正しないこととした。

- (2) 審査請求人が審査請求書の審査請求の理由に記載している「訂正請求箇所の精査結果」とは、実施機関が別途開示した文書を指していると思われる。このことに関連する事実として、過去に審査請求人が実施機関に対して行った訂正請求において、実施機関は訂正をしない決定をする際に「訂正しないこととした理由」について、訂正請求のあった項目ごとに記載した「別紙」を作成し、決定通知書と共に通知したという経緯が存在する。当時、別紙を作成した理由は、訂正請求のあった項目ごとに「訂正をしないこととした理由」が異なるものであり、通知書内に記載できなかったためである。他方で、本件処分においては、訂正請求のあった項目を1箇所ずつ精査した結果、全ての項目において同一の理由となるという結論に至ったため、通知書内に記載できることから、決定通知書と共に通知する「別紙」を作成しなかった。なお、このことは、審査請求人に対して既に説明済みである。
- (3) 審査請求人は、「文面の主語からして明らかに違うものである」として、本件訂正請求における本件処分の理由と、過去の訂正請求における処分の理由が異なるという趣旨の主張をしているようである。本件訂正請求における本件処分の理由は、過去の訂正請求における処分の理由と同様、「記載されている内容について訂正請求の対象となる『事実』に該当しないため」という理由であり、異なる趣旨のものではない。

第4 審議会の判断

- 1 審査請求人が訂正を求めている自己を本人とする保有個人情報
審査請求人が実施機関に対し訂正を求めている保有個人情報は、別表のとおりである。
- 2 判断に当たっての基本的な考え方
本件審査請求に係る判断は、本件における保有個人情報について、法律、関係法令、条例、関係資料等を総合的に勘案し、訂正をしない旨の決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。
また、当審議会は、法律等に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。
- 3 本件処分の妥当性について
 - (1) 別表の1及び2 3の項関係
審査請求人は、別表の1及び2 3の項に掲げる訂正請求の箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容への変更を求めている。
訂正請求の対象は、事実であり、評価・判断には及ばないところ、訂正請求に係る当該箇所には、当時対応した職員が記載すべきと判断した内容や職員の認識が記載されており、訂正請求の対象となる「事実」に当たらない。
したがって、訂正すべきものとは認められない。

(2) 別表の 15、22 及び 61 の項関係

審査請求人は、別表の 15、22 及び 61 の項に掲げる訂正請求の箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容への変更を求めている。

これらは、特定の日時にあった発言内容等の変更を求めたものであるが、本件文書は組織内での情報共有のために作成されたものであり、それに必要な事項が記載されていれば十分といえるから、発言内容等が厳密に記載されていない、記載が足りないからといって、これをもって「内容が事実でない」とはいえない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

(3) 別表の 41 の項関係

審査請求人は、別表の 41 の項に掲げる訂正請求の箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の追加を求めている。

これは、特定の日時にあった審査請求人の希望に関する記載について当該希望に対する実施機関の対応の理由及び根拠の追記を求めたものであるが、本件文書は組織内での情報共有のために作成されたものであり、それに必要な事項が記載されていれば十分といえるから、理由及び根拠の記載がないからといって、これをもって「内容が事実でない」とはいえない。また、当該追加は、本件文書中の文言を捉えて実施機関の対応の理由及び根拠を追記するよう求めるものであり、審査請求人が求めている訂正に係る情報は、訂正請求を行うことができる「自己を本人とする保有個人情報」には当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

(4) 別表の 54 及び 60 の項関係

審査請求人は、別表の 54 及び 60 の項に掲げる訂正請求の箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の追加を求めている。

これは、本件文書中の文言を捉えて実施機関が考える内容を追記するよう求めるものであり、審査請求人が求めている訂正に係る情報は、訂正請求を行うことができる「自己を本人とする保有個人情報」には当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

(5) 別表の 59 の項関係

審査請求人は、別表の 59 の項に掲げる訂正請求の箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容への変更を求めている。

これは、本件文書中の表現の改善を求めたものであるが、審査請求人が求めている訂正に係る情報は、訂正請求を行うことができる「自己を本人とする保有個人情報」には当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

(6) 別表の 2 ないし 14、16 ないし 21、24 ないし 40、42 ないし 53 及び 55 ないし 58 の項関係

審査請求人は、別表の2ないし14、16ないし21、24ないし40、42ないし53及び55ないし58の項に掲げる訂正請求の箇所に対して、同項の訂正請求に係る個人情報の内容欄に記載された内容の追記、訂正又は削除を求めている。

これらの文書に記載されている情報は、当時、それぞれ、そのように実施機関が電子メールを送受信したという事実であり、当該内容でこれらのメールの送受信がされたという事実には誤りはないのであって、たとえ、そのメールの内容が、その背景にある事件等において発生した事実と異なると思料されるものであったり、審査請求人の期待する内容でなかったりしたとしても、その内容が事実でないとして訂正されるべきものには当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

4 結論

以上のとおり、本件処分に係る訂正請求については、いずれも訂正すべきと認める理由がないため、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

別表

No	訂正請求の箇所	訂正請求内容	
1	R2. 02. 14 16:00 ～18:15 5～7行目	審査請求人は総務省に意見書を提出済みだが、環境政策課からも連絡をしてほしい、するかどうかは課に任せるとのことだが、するとの返事をした	「してほしい、」を外した記録に訂正
2	R2. 03. 05 14:36 18～20行目	これは担当者が現場で聞いてきた話ですが、環境政策課が委員会への回答を作成する立場ではないことから、正式に依頼があった際にお断りすることとしていたところです	「担当者が現場で何を聞いてきたのか」がわかる文章に訂正
3	R2. 03. 05 14:36 21～23行目	令和2年2月14日の面談の際にお話のあった、特定の施設南東側大型室外機（4台のうち残った2台）の騒音測定の件については、やはり以前より実施する予定としておりました	「以前」が示す時期と、予定が確認できた根拠がわかる内容に訂正、もしくはその情報を追加
4	R2. 03. 16 9:36 34行目	職員Aはメーカーと何度も話をしている	間違いであると訂正
5	R02. 04. 24 17:28 34～36行目	今後につきましては、何か新たな事柄があったときに報告させていただくようにさせていただけないでしょうか	「いただけないでしょうか」を「いただきます」に訂正
6	R02. 04. 30 15:57 13行目	広聴課	「情報公開窓口」に訂正
7	R02. 04. 30 15:57 32～35行目	間違ったことをお伝えしないよう、課内で共通認識させた上でお送りさせていただくようにしておりますので、少々お時間をいただくこともございます	正しい理由に訂正
8	R02. 05. 21 9:07 6行目	特定の施設の低周波測定を行うために来たと言明を行った	事実ではないため、「低周波が出ている出てないではなく、機械が動いている状

			態で観測ができるかを確かめに来た」と説明を行った」に訂正
9	R02. 05. 21 9:07 8～12行目	しかし、当初の目的が特定の施設への低周波測定であったとしても、低周波測定機器を持っており、当日の話の流れで審査請求人宅内での測定を提案することは不自然ではないと考えます。当課としては、創作する必要性もなく、こういったやり取りがあつて記録したものと判断しております	考えや判断は誤りであったことを認めた上で、実際に確認できた事実等に関する内容に訂正
10	R02. 05. 21 9:55 4～5行目	相談内容には、当課内の申し送りに必要な情報を記録しております	「必要な情報」の後に「の一部」を追加したものに訂正
11	R02. 05. 21 10:29 5～6行目	個々の職員の認識についてのご質問への回答は差し控えさせていただきます	個々の職員の認識について回答してもいい場合、個々の職員の認識を自主的に伝えてもいい場合等の条件を加えた説明に訂正
12	R02. 05. 21 10:29 8～12行目	間違つたことをお伝えしないよう課内で共通認識させた上でお送りしますので、個人的回答は控えさせていただきます。即答しなかった理由は、課内共通認識するまで回答しないよう私が指示しました	「課内で共通認識」させる目的がわかる回答に訂正
13	R02. 05. 21 10:29 14～17行目	審査請求人の定期的連絡の求める形と異なっていたとは思いますが、当時の職員の認識としては、定期的審査請求人とメールのやり取りが発生していたことから、連絡を怠っていたとの認識はなかったとのことでした	「審査請求人の定期的連絡の求める形」とはどのような形をイメージしていたのか。また「定期的に審査請求人とメールのやり取りが発生していたことから、連絡を怠っていたとの認識はなかった」のであれば、R1. 11. 27 の課長との定例

			<p>会談から2カ月半、環境政策課は本件に関して、何を、どう検討した上でR02.02.14の定例会に臨んだのかの説明を追加</p>
14	R02.05.21 10:43 5行目	<p>相談記録簿に記載されている以上のことは分かりかねます</p>	<p>「分かりかねます」を「調査に時間がかかる」等の実態に訂正</p>
15	R02.05.22 17:00頃 4行目	<p>広聴課からは記録簿等確認しましたと回答</p>	<p>対象がわかる文章に訂正</p>
16	R02.06.05 17:08 12～14行目	<p>以上の3点については、職員の個々の認識や内部情報に関することであり、申し訳ありませんが、お答えすることはできません</p>	<p>「以上の3点」の内、下記イとウに関しては回答がある状態に訂正</p> <p>※「以上の3点」が示す質問</p> <p>ア 環境政策課としては、どのような支障が出る可能性があるか</p> <p>イ 課長からどのような内容が引き継がれているのか教えて下さい</p> <p>ウ 当時の職員の認識を確認したのはいつですか？</p>
17	R02.06.05 17:08 38～39行目	<p>審査請求人のみに特別な対応を取ることが公平性を欠くことになります</p>	<p>削除、もしくは妥当な説明に訂正</p>
18	R02.06.05 17:08 55行目	<p>職員の確認内容については、お答えすることはできません</p>	<p>訂正もしくは削除し、回答を追加</p> <p>※本回答の質問は「2019年6月10日の現地調査の件ですが、もし可能なら職員A/職員Bのどちらに確認されたのかを教えてください (R02.06.03 5:24 4～5</p>

			行目)」
19	R02. 06. 05 17:08 56～61 行目	しかし、騒音苦情等の対応の記録については、基本的に当日に行いますし、また、先日もお伝えしたように、当課として内容を創作する必要性もメリットも全くありません。最後の正式な記録かとのご質問については、行政文書であり正式な記録です	正式な記録に事実とは異なることが記録された事実とその理由を追加 ※正式な記録の確認をお願いしたのは以下の2点 (R02. 06. 03 5:24) 1. 特定の施設の低周波測定を行うために来たとの説明を行った 2. 審査請求人の家の中の計測を提案した
20	R02. 06. 05 17:08 91～94 行目	規制基準に適合せず、周辺の生活環境がそこなわれると認められるときは、特定の施設に対して条例に基づく改善の指導、勧告等を段階的に行っていきます	「規制基準に適合しない場合は改善の指導、さらに周辺の生活環境がそこなわれると認められるときは、条例に基づく勧告等を、特定の施設に対して段階的に行っていきます」等に訂正
21	R02. 06. 10 17:44 8～9 行目	そのため、取り急ぎメール受領の連絡はするようにしたいと思います	R02. 02. 14の広聴課長との取り決めの継続を意味しているのかを含む内容に訂正
22	R02. 06. 12 上記 終了後 14～16 行目	県条例で改善勧告等の発出は、騒音の規制基準が適合しないこと、周辺の生活環境が損なわれていることが要件となり、周辺環境に影響がない側に対して指導等はできない	「指導等はできない」「勧告や命令は発出できない」に訂正
23	R02. 06. 12 上記 終了後 21 行目	2週間に1回の報告をしてもらいたい	「2週間に1回のメールはやらないと決めたの?(質問)」に訂正
24	R02. 06. 22 16:59 35～36 行目	「うるさくなるのは分かっていた」という直接的な発言をした記憶はありません	実際の発言等を追加

25	R02. 07. 03 17:55 3～5行目	審査請求人に限ったことではありませんが、苦情相談される方に対しては、丁寧に状況をお伺いし、事実を確認し、でき得る対応をするよう努めております	課として審査請求人との間に信頼関係があるとの共通認識があるかないかを追加
26	R02. 09. 15 17:29 55～60行目	相談内容（記録）には、当課内の申し送りに必要な情報を記録していません。記録できていないものが必要なものというわけではありませんが、結果として記録に残っていないこともあると考えられますし、また口頭で申し送りすることもあります	同 53～54 行目「「0.1%でも可能性があることは相談内容に書く」は環境政策課の方針ということによろしいですか？」に対する具体的な回答を示した状態に訂正
27	R02. 09. 15 17:29 116～118行目	職員Cについては、現在、本苦情案件について回答できる立場ではありませんので、回答をさせることはできません	下記例と同様に、職員Cに確認の上での回答に訂正。 例1：R03. 07. 15 14:00 生活衛生課にて職員Dが職員Eへ事実確認 例2：R03. 09. 30 13:00 【職員Fに電話】職員A
28	R02. 09. 17 15:18 7～20行目	私が気が付いた時／気になった時に報告するのではなく、8時前／19時以降に稼働した場合は、特定の施設から報告をもらった方がいいのではありませんか？相談内容のR01. 11. 29には、特定の施設の職員に「朝8時までは規制基準が厳しくなるので、仮に測定をして超えていた場合は対策を強制せざるを得ないので、8時まではつけない等の対応をしていただくようお願いした。」とあります。8時まではつけないことを順守するつもりがないというより、そういう業務体系にないということだと思いますので、私が指摘するより、自ら申告された方が、市として	「私が気が付いた時・・・ありませんか？」と「8時まではつけないことを・・・いかがでしょうか？」に対する、課としての考えを示した回答を追加

		も言いやすくなるではないかと思うのですが、いかがでしょうか？	
29	R02. 11. 19 18:23 16～17 行	相談内容には、当課内の申し送りに必要な情報を記録しております	「必要な情報」の後に「の一部」を追加したものに訂正
30	R02. 12. 28 17:39 8～9 行目 11 行目	誰かというのではなく、課として対応が漏れていたというものです 返信をしないことについて指示等はありません	誰かの指示でもなく、課として対応が漏れた状態で一カ月以上経過した場合、どのようにして対応漏れに気が付くことができるのかの考察を追加
31	R02. 12. 28 18:23 7～9 行目	予定の営業時間で入切するよう指導を行いました。また、計画書の内容としては、東側の室外機については営業時間中の稼働であり	特定の施設から出された計画書記載の営業時間が記載された状態に訂正
32	R02. 12. 28 18:23 15～19 行目	以前のメールの繰り返しになりますが、職員 C については現在、本案件について対応できる立場ではなく、当課が対応すべきものであることから、そのようにしました。なお、審査請求人から来た質問については、参考として職員 C に転送はしました	「そのように」が何を指すのかと、職員 C に質問を転送はするが、他の前任者同様に、当課が対応すべきものとして確認をしない理由を追加
33	R03. 01. 05 9:51 7～8 行目	メールの回答者が異なっても当課の説明内容が異なることは一切ありません	「一切ありません」を「ないことを目指す」等に訂正
34	R03. 01. 05 9:51 9～11 行目	12/28 の回答については、課の責任や職員 C に関することであつたため、職員 G から回答（発信）したものです	正しい理由に訂正
35	R03. 01. 08 19:17 15～16 行目	ここからは推測になりますが、騒音規制の基本的な部分ですので、そのような説明を行うことはないと思われれます	削除
36	R03. 01. 08	これは失念ではございません。これ	内容による振り分け／順

	19:17 6～8行目	まで、回答を行っていない分については、答えられない旨も含めて順次回答するようにいたします	次回答の優先順位／保留限度期間等の説明を追加したものに訂正
37	R03. 01. 15 19:04 9～12行目	こちらとしては、騒音問題の解決に向けて努めているつもりですが、多量の過去のやり取りに関する質問、文書開示請求等の対応により非常に時間を要しております。ご了承ください	本回答に半年以上の時間をかけている（より後回しにしている）具体的な理由を記した回答に訂正
38	R03. 01. 15 19:04 14～15行目	回答者が異なっても当課の説明内容が異なることは一切なく	「一切なく」を「ないようにしている」等に訂正
39	R03. 02. 04 16:55 4行目	2/1にお尋ねの件について、失念ではございません	内容的には即答可であるR02. 09. 18の質問が、4カ月以上保留になっていた事実に関する説明を追加
40	R03. 02. 19 18:53 8行目	2020年6月5日に回答いたしましたメールのとおりです	R03. 02. 18 8:52の「環境政策課は何のために特定の施設の騒音測定や指導等を行っているのですか？」に対する回答に訂正
41	R03. 03. 11 20:00 10～12行目	審査請求人は東側室外機壁の終点より少し北側の朝方の音、24時間測定を希望とのこと。測定のポイントについては、当課で判断すると伝えた	早朝からの稼働状況を伝え続けている（R02. 03. 17、R02. 08. 12、R02. 09. 17他）生活者の希望を受け入れない理由／根拠を追加
42	R03. 03. 30 14:04 5～6行目	「相談内容」には当課内の申し送りに必要な情報を記録しております	「必要な情報」の後に「の一部」を追加したものに訂正
43	R03. 03. 30 14:04 6～7行目	当時の課長が記載内容を把握（承認）していなかったという意味で記載したものとされます	質問（下記*）に対する回答を加えた内容に訂正。 *質問（R02. 06. 18 7:48）2/28にいただいたメールの中にある >以前、「過度な要求」と

			<p>記録されていたことについても、承認しておりません。</p> <p>についてですが、これは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認していないことは「相談内容」に書くべきではない <p>ということですか？ それとも</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談内容」に記録されていることには承認しているものとそうでないものがあるということですか？
44	R03. 03. 30 14:13 4～10行目	6/26 15:37にいただいたメールについてお答えいたします。・・・などです	<p>この回答が来る前に、その真意を9カ月知らされぬまま理由を書き続けた請求人の行為が、課の期待に沿った有意義なものであったか、本回答が来るまでは必要のないものであったか、などについて的事实説明のある回答に訂正</p>
45	R03. 03. 30 14:19 8～9行目	(騒音発生源に対しての) 法令に基づく指導等を行うに当たっては、各法令の規定に沿って行う必要があります	<p>「法令に基づく指導等(指導/お願い)を行うに当たって」従うべき各法令の規定を明示しての説明に訂正</p>
46	R03. 03. 30 14:19 9～14行目	必ずしも相談者のご要望どおりにできないこともございます。ご質問のお答えとしては、審査請求人の主張はご意見としてお聞きしておりますが、現地調査等の状況を踏まえて、市が法令に基づく指導をする立場から判断していった結果の対応となりますので、ご理解いただきたく思います	<p>審査請求人の主張の受け入れについての記述を追加</p>

47	R03. 03. 30 14:23 5～10 行目	熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づき改善勧告できる要件は、「①特定工場において発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより②その特定工場の周辺の生活環境がそこなわれると認めるとき」です。そのため、事業場の敷地境界で測定を行うとともに、審査請求人の自宅付近でも測定を行っています	「正当な申立ての基準」の説明に訂正
48	R03. 03. 30 14:23 15～17 行目	昨年6月に現地でご説明させていただきましたが、審査請求人が住んでいない方向まで、例えると「特定の施設から見て全方位の敷地境界で規制基準を満たすべき」という主張は受け入れることはできません	例え話ではなく、審査請求人の主張(理由参照)が「正式な申立て」と言えるのか否かの判断についての内容に訂正
49	R03. 03. 30 14:39 11 行目	当時の判断経緯は申し訳ありませんが、確認できません	確認できない理由を加えた回答に訂正
50	R03. 03. 30 14:39 15～17 行目	繰り返しになりますが、相談内容(記録)は、当課内の申し送りとして行うものであり、申し送りに必要な情報を記録しています。それ以上のお答えはできません	質問に対する回答に訂正
51	R03. 03. 30 14:39 24～25 行目	(騒音発生源に対しての)法令に基づく指導等を行うに当たっては、各法令の規定に沿って行う必要があります	「法令に基づく指導等(指導/お願い)を行うに当たって」従うべき各法令の規定を明示した説明に訂正
52	R03. 04. 09 18:17 6～7 行目	黒塗りしていない番号については、熊本市情報公開条例の非開示情報に該当しないため公開している	非開示情報に該当しない事例の根拠を追加
53	R03. 04. 09 18:17 10 行目	お答え致しかねます	質問に対する回答に訂正
54	R03. 04. 15	室外機の稼働時間の遵守等を要請	遵守状況確認方法/計画

	14:30 2～3行目	した	等を追加
55	R03.04.23 13:18 4～5行目	朝の電話もこの件ということでよろしいですね？よろしければ回答なしで結構です	このことに対する回答、もしくは「回答がないことを回答だとする解釈はしないでいただきたい」が、この時からであるなら、その旨を追加
56	R03.04.30 17:33 7行目	(3) 必要ありません	「必要」に訂正
57	R03.05.14 18:17 4～6行目	お尋ねの件ですが、これまでお問い合わせいただいた件に対しては、当課の考えをご説明させていただいたと認識しております	「すべて回答が終わった」という認識と同じ意味であるかを追加
58	R03.07.09 18:08 6～11行目	実測音と暗騒音との差が10 dB未満の場合は、音の干渉の観点から暗騒音の補正を行います。実測値と暗騒音との差が小さい場合は、より補正の値が大きくなるため、L5とL95とに補正を行った結果、L95の数値がL5よりも大きくなったものであります	具体的な数値の、補正前の値と補正值による計算式での説明(L5とL95)を追加
59	R03.07.15 14:00 2行目	広聴課のかい組織をいう認識をしております	正しい文章に訂正
60	R03.07.15 14:00 1～6行目	生活衛生課にて職員Dが職員Eへ事実確認すると、当時職員Eは情報公開窓口は広聴課のかい組織をいう認識をしております、情報公開窓口の総称として広聴課という文言を用いていたとのことであった。要するに令和2年2月28日と同年3月5日の対応記録に記載してある広聴課とは情報公開窓口のことを指している	同日9:00の広聴課職員Hからの依頼で行われた調査結果であるが、R02.05.19 7:14の審査請求人からの「両課に聞いたところ、情報公開窓口も広聴課も、情報の共有や連携などはないとのことでした」という情報に対しては、「相談記録

			簿に記載されている以上のことは分かりかねます」で済ませていた理由を追加
61	R03.09.01 9:35	R03.09.01 9:35 【申立人へ電話】	同日 9:15 のメールより前の時間に訂正

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和8年（2026年） 1月23日	熊本市長から諮問（令和8年（2026年） 1月23日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和8年（2026年） 4月10日	諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 5月8日	答申案の審議を行った。
令和8年（2026年） 5月22日	答申案の審議を行った。